

東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

平成 29 年 3 月 31 日

28 生私振第 1779 号

生活文化局長決定

第 1 目的

この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付 25 文科初第 1446 号）に基づき、東京都内に設置されている私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条において定める高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校及び公立学校を除いたものをいう（以下「私立高等学校等」という。）。）に在学する生徒又は学生のうち、高等学校等を中途退学した後再び私立高等学校等で学び直す生徒又は学生がその授業料に充てるために支給される私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、教育に係る経済的な負担の軽減を図り、もって都民の教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第 2 交付対象

この要綱に定める学び直し支援金の交付対象は、次の（１）から（８）までの全てに該当する生徒又は学生のうち、東京都知事（以下「知事」という。）による受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

- （１）日本国内に住所を有する者
- （２）高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- （３）高等学校等に在学した期間が、全日制の課程においては通算して 36 月、定時制及び通信制の課程においては通算して 48 月を超える者。ただし、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給停止期間は当該在学期間を含めないものとし、単位制の課程の場合は、当該在学期間を超えない場合であっても、就学支援金の支給対象単位数が 74 単位に達する者はこれに該当する。
- （４）平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象であった者に限る。）
- （５）高等学校等を中途退学し、転入学、編入学又は再入学したことのある者
- （６）学び直し支援金の支給を通算して 12 月（定時制及び通信制の課程においては 24 月）以上受けていない者
- （７）学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就

学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

(8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

第3 学び直し支援金の額

学び直し支援金の額は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額まで）とする。ただし、単位制高等学校等の生徒で、令和2年4月から6月分の支給について令和2年3月以前の一月当たりの支給限度額の方が上回る場合には、当該額とする。

なお、「支給限度額」については、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される場合にあっては、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。

第4 交付方法

学び直し支援金の交付は、確定払の方法により行う。

なお、知事が必要と認める場合には、概算払により交付する。概算払の時期は別に定める。

第5 交付の申請

学び直し支援金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて、知事に提出するものとする。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第7 交付決定内容の変更

- 1 申請者は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第2号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、1に規定する変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者に通知する。

第8 実績報告書の提出

申請者は、申請に係る私立高等学校等に当該年度中在学した受給権者に関する各月初日の在学状況が全て確定したときは、実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

第9 申請の撤回

知事は、学び直し支援金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付した条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第10 交付の条件

学び直し支援金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学び直し支援金は、受給権者の授業料に充当するものとし、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 学び直し支援金を受給権者の授業料へ充当するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、適正に処理をしなければならない。
- (3) 設置している私立高等学校等に当該年度中在学した全ての受給権者に関する各月初日の在学状況については、会計年度ごとに4月1日から翌年3月31日までに確定しなければならない。
- (4) 知事が職員をして、学び直し支援金についての関係書類を調査させた場合又は学び直し支援金の支給事務についての遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、申請者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、学び直し支援金が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 申請者は、(5)の命令を受けた場合は、知事の指定する期日までに、学び直し支援金について交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 申請者は、第5、第7 1又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第11 学び直し支援金の額の確定

知事は、第8の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告の内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、申請者に通知する。

第12 是正のための措置

知事は、第11の規定による審査によりその報告の内容が学び直し支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第 13 学び直し支援金の精算

申請者は、第 11 に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた学び直し支援金の精算をするものとする。

第 14 決定の取消し

- 1 知事は、交付の決定を受けた申請者が、次の（１）から（７）までのいずれかに該当した場合は、学び直し支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （１）偽りその他不正の手段により学び直し支援金の交付を受けた場合
 - （２）学び直し支援金を他の用途に使用した場合
 - （３）学び直し支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - （４）法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反した場合
 - （５）第 5、第 7 1 又は第 8 の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - （６）第 10（７）に規定する報告を受けた場合
 - （７）その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- 2 1 の規定は、第 11 の規定による学び直し支援金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第 15 学び直し支援金の返還

- 1 知事が、第 14 1 の規定により学び直し支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に学び直し支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- 2 知事が、第 11 の規定により学び直し支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第 16 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 14 1（１）から（５）までの規定により、学び直し支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、学び直し支援金の返還を命じたときは、申請者は、当該学び直し支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該学び直し支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、申請者に対し学び直し支援金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 17 関係書類等の整備

申請者は、学び直し支援金の支給事務に係る関係書類等を整備し、交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第18 補則

この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関して必要な事項は、法、同法施行令、同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び生活文化局私学部長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2（7）の規定は、平成30年7月分以降の月分の学び直し支援金の支給について適用し、同年6月分以前の月分の学び直し支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第2（6）、（7）の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月14日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の専攻科支援金に関する規定は、令和2年4月分以降の月分の専攻科支援金の支給について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の令和3年3月分以前の月分の専攻科支援金に関する規定については、なお従前の例による。

(別表)

		公立		私立	
		定額授業料 の場合	単位制授業料の場合	定額授業料 の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	400 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	14,850 円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給限度額	9,900 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	9,650 円/月	—	14,850 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	14,850 円/月	—

※ 令和 3 年 4 月分から令和 5 年 3 月分までの学び直し支援金の支給については、上記表中「通算 74、年間 30 単位まで」とあるのを「通算 74 単位まで」と読み替えるものとする。